

「議会のあり方」検討協議会における合意事項について

◎ 委員会における一問一答方式導入について

想定される課題 想定されるパターン等		現状	合意事項
1	見直す委員会、諸会議等	—	常任委員会 調査特別委員会 議会運営委員会 全員協議会
2	通告の有無	なし	なし
3	発言順	委員長の指名した順	委員長の指名順
4	発言回数	3回	制限なし
5	発言形式	一括質問方式	一括質問方式、一問一答方式 いずれも可
6	質問の内容	①詳細な数値等を質問する場 合がある。 ②同趣旨の質問がある。	従来どおりとする。 (従前も数値等も質問できたた め、特に定めないが、繰り返 しの質問や攻め立てるような質 問は委員長の議事整理権で止め る。また、モラルを持って質問 する。)
7 答 弁	①答弁できない場合が増えるこ とが想定される。	詳細な数値等で答えられない 場合は、委員長が諮り、資料回 答(質問者のみ、または全委 員)を認めている。	従来どおりとする。 (答弁できない場合が想定され るが、対応は従来どおりとし、詳 細な数値等で答えられない場 合は、委員長が諮り資料回答を 認める。 また、正確な答弁を得るた め、資料等の調整を図る。)
	②説明員の手持ち資料作成の 負担増が懸念されるがどう対応 するか。	—	
8	審査日数	2日	2日
9	審査時間	原則として10:00から17:00まで	原則として10:00から17:00まで
10	実施時期	—	平成24年第4回定例会から
11	その他	—	委員会における一問一答を試 行し、検証した上で、運営上の 不都合な事項は見直す

◎ 委員会における一問一答方式導入に係る確認事項について

確認事項		実施案
1	本会議では、2回目から一問一答方式を選択することができるが、委員会においても認めるか	1回目から一問一答方式のみとする。 (質問する際、選択した質問方式について発言する。)
2	一たん、完結した質問事項は再質問できないものとするか	補正予算について、〇〇事業費の質問が終了し、次の△△事業費の質問が終了し、再度、〇〇事業費の質問を行うことは、認めない。
3	一問一答方式の場合、質問と意見を分割して述べることができるか	申し合せ事項として、1議題を原則概ね30分範囲内で実施。(意見のみの分割は可)
4	本会議では、一問一答方式で、2、3問を一回で聞くことができるが、委員会においても認めるか	認めない。 (現状と課題など関連するものは一問と認める。)
5	一問一答方式を第4回定例会から導入するが、開会中に開催される特別委員会や議会運営委員会も対象となるのか	対象とする。
6	30分超えそうな場合の対応について	【おおよそ4・5分前】 発言内容を整理してもらうなど簡潔な発言を促す。
7	答弁者は質問趣旨の確認ができるか	従前のおり認める。

常任委員会、調査特別委員会、議会運営委員会、全員協議会における発言に関する規定

会議規則第55条(質疑、質問回数)を準用し、発言回数は3回を上限とするほか、下記の事項を追加する。

①先例

平成23年8月23日に決定した千葉市議会の基本理念を踏まえ、委員会における質問方式として一括質問・一括答弁方式に加え、一問一答方式を導入する。

導入にあたり、委員は、質問する際に、選択した質問方式について発言するとともに、委員長の議事進行に従い、円滑な委員会運営に努めるものとする。

②申し合わせ事項

委員会での一問一答による質問・答弁時間については、1議題に対し、原則概ね30分を上限とするが、委員長は状況に応じ、発言内容を整理してもらうなど簡潔な発言を促すとともに、発言時間を制限し、さらには委員長の再三の注意に応じない場合には発言を打ち切るなどして、円滑な委員会運営に努めることとする。

ただし、重要な案件の場合など、委員会が判断した場合の上限時間についてはこの限りではない。